# 令和4年度特定健康診查・特定保健指導推進研修 実施要領 (案)

# 1 目 的

県レベルの指導者及び新たに特定健診・特定保健指導に従事する保健師,看護師,管理栄養士等が,それぞれの地域や保険者の特性に応じた健診・保健指導事業を適切に企画・評価し、対象者の行動変容を促す保健指導を実践できること,さらには、住民が健康で心豊かな生活を送る「(住民) 共助の健康まちづくり」の実現のための能力を培うこと,又、当該能力により実践者を支援できることを目的とする。

#### 2 実施主体

鹿児島県、鹿児島県保険者協議会

# 3 研修受講対象者

- (1) 市町村で主に特定保健指導を担当する保健師,管理栄養士
- (2) 県保健所の保健師,管理栄養士
- (3) 医療保険者で主に特定保健指導を担当する保健師、管理栄養士
  - ※ 鹿児島県保険者協議会に加入している医療保険者
- (4) 民間事業者(特定保健指導機関)の医師、保健師、管理栄養士、及び一定の保健指導の経験のある看護師
  - ※ 特定保健指導機関として支払基金に登録しており、医療保険者と特定保健指導の委託契約を締結している 民間事業者に限る。ただし、受講希望者多数の場合は、現在特定保健指導に従事し当該研修を初めて受講 する者を最優先とする。

### 4 研修目標

### (1) 研修受講対象者のうち3の(1)・(2) に該当する者

- ① 特定健診・保健指導事業の企画・実践・評価ができること、又は、当該能力により実践者を支援できること。
- ② 対象者の行動変容を促す保健指導を実践できること,更には,「住民共助の健康まちづくり」の実現のための能力を培うこと,又は,当該能力により実践者を支援できること。
- ③ 地域の特性に応じた実践者養成研修の企画ができること。

#### (2) 研修受講対象者のうち3の(3) に該当する者

- ① 特定健診・保健指導事業の企画・実践・評価ができること、又は、当該能力により実践者の支援ができること。
- ② 対象者の行動変容を促す保健指導を実践できること、更には、「住民共助の健康まちづくり」の実現のための能力を培うこと、又は、当該能力により実践者の支援ができること。

# (3) 研修受講対象者のうち3の(4) に該当する者

① 対象者の行動変容を促す保健指導を実践できること、更には、「住民共助の健康まちづくり」の実現のための能力を培うこと、又は、当該能力により実践者を支援できること。

# 5 日時・場所・内容

別紙「令和4年度特定健康診査・特定保健指導推進研修プログラム」のとおり

#### 6 留意事項

- (1) 修了証書発行の要件については、以下のとおり。研修対象によって要件が異なるため、御留意ください。
  - ① 初任者(保健指導経験年数3年未満): 7月27日(水),28日(木)の2日間全てのプログラムを受講した者
  - ② 経験者(保健指導経験年数3年以上): 7月28日(木),29日(金)の2日間全てのプログラムを受講した者
- (2) 研修受講対象者のうち、(1)・(2) の対象者については、各地域振興局及び各支庁において実施する地区別フォローアップ研修の企画・運営・評価を行う。
- (3) 申込み後、主催者側から電子メールによる連絡を行うことがあるので、常に内容を確認できる環境を各自で整備しておくこと。
- (4) プログラムは今後、若干の変更があり得る。

# 7 持参資料

当研修の受講に当たり、アンケートを実施する。また、資料等については、別途連絡する。